

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	伊達市

伊達市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県伊達市産業部農政課
所 在 地 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地
電 話 番 号 (024) 573-5635
F A X 番 号 (024) 573-5865
メールアドレス nousei@city.fukushima-date.lg.jp

- 注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ハクビシン・タヌキ・ツキノワグマ・カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	伊達市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	果樹（もも・すもも）	2618.4 千円 0.5 h a
	野菜類（かぼちゃ・きゅうり）	1993 千円 0.22 h a
	計	4611.4 千円 0.72 h a
イノシシ	水稻	805.7 千円 0.8 h a
	果樹（ぶどう）	13.8 千円 0 h a
	計	819.5 千円 0.8 h a
ハクビシン		0 千円 0 h a
	計	0 千円 0 h a
タヌキ		0 千円 0 h a
	計	0 千円 0 h a
ツキノワグマ		0 千円 0 h a
	計	0 千円 0 h a
カラス	果樹（もも）	1473.5 千円 0.2 h a
	計	1473.5 千円 0.2 h a
農作物被害合計		6904.4 千円 1.72 h a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

☐ニホンザル

ニホンザルは、市の山間部（梁川町、霊山町、月舘町）に広く出没している。

主な農作物の被害は、もも・すもも（6月～8月）、かぼちゃ・きゅうり（7月～8月）の食害である。

また、人家の屋根の上にあがる、家庭菜園の農作物食害等の生活環境被害も確認されている。

☐イノシシ

イノシシは、市の中山間地域（保原町、梁川町、霊山町、月舘町）に広く生息している。

主な農作物の被害は、水稻（5月～10月）、ぶどう（8月～10月）の食害であるが、様々な種類の果樹・野菜に被害が及ぶようになってきている。

その他、掘り起こしやヌタ打ちによる被害も確認されている。掘り起こされた後の農地では復旧する手間暇が発生するなど、数値化されない様々な農業被害がある。

☐ハクビシン及びタヌキ

ハクビシン及びタヌキは、市内全域に生息している。

近年、農作物被害はあがっていないが、屋根裏への侵入・糞尿被害等の生活環境被害が確認されている。

☐ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は確認されていないが、目撃・出没が増えており、今後被害が発生する恐れがある。

☐カラス

カラスは、市内全域に生息している。

主に伊達・保原地域での被害が多く、主な農作物の被害はもも（6月～8月）の食害である。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
----	------------	------------

被害金額	ニホンザル	4611.4 千円	3689.1 千円
	イノシシ	819.5 千円	737.5 千円
	ハクビシン	0 千円	0 千円
	タヌキ	0 千円	0 千円
	ツキノワグマ	0 h a	0 h a
	カラス	1473.5 千円	1326.1 千円
	合計	6904.4 千円	5752.7 千円
被害面積	ニホンザル	0.72 h a	0.57 h a
	イノシシ	0.8 h a	0.72 h a
	ハクビシン	0 h a	0 h a
	タヌキ	0 h a	0 h a
	ツキノワグマ	0 h a	0 h a
	カラス	0.2 h a	0.18 h a
	合計	1.72 h a	1.47 h a

注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・伊達市鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲等を実施している。 ・捕獲獣は焼却及び埋設により処分。 □ニホンザル ・捕獲は箱わな及び銃器により実施 □イノシシ ・捕獲は箱わな・くくりわな及び銃器	・担い手の確保及び育成 ・ICT等を活用した効率的な捕獲方法の確立

	により実施 □ハクビシン、タヌキ ・捕獲は箱わなにより実施 □カラス ・捕獲は銃器により実施	
防護柵の設置等に関する取組	□ニホンザル ・花火による追い払い □イノシシ ・花火による追い払い、侵入防止柵の設置 □ハクビシン、タヌキ ・追い払い用機器、忌避剤の設置 □カラス ・花火、エアガンによる追い払い	・地域ぐるみで追い払いを行うための体制整備 ・侵入防止柵設置後の適正な維持管理 ・ニホンザルの追い払いについて、近隣市町村との連携
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣対策及び侵入防止柵設置等補助事業活用に関する事項の広報等での周知	・緩衝帯の整備 ・放任果樹の除去・伐採

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本市では従来、捕獲を中心とした被害防止対策を実施してきたが、近年ニホンザル等による農作物被害が増加し、従来の方法のみでは対応することが困難になってきた。

よって、専門家による助言・指導を受け、集落が一体となった追い払いや侵入防止柵の設置を促進するとともに、広報による情報提供を積極的に行い被害防止対策に努める。

また、ICTを活用して効率的・効果的な追い払いや捕獲、捕獲の担い手の確保及び人材育成を図り、個体数調整、被害防除、環境整備に一体的に取り組む。

□ニホンザル
侵入防止柵の設置・維持管理を推進するとともに、発信器等を活用し、ニホンザル

の生息状況について把握したうえで、適正な生息状況となるよう個体数管理の方法について検討し、有害捕獲を実施する。

□イノシシ

侵入防止柵等の設置・維持管理を推進し、農作物被害の軽減等を図る。
個体数管理については、指定管理捕獲、有害捕獲及び狩猟等により実施する。

□ハクビシン、タヌキ

伊達市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行う。
また、追い払い機器の貸し出しを継続して行う。

□ツキノワグマ

被害が発生した場合には、鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行う。

□カラス

伊達市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲や一斉追い払いを行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会保原支部及び梁川支部から推薦された78名について、市長が伊達市鳥獣被害対策実施隊員として任命し、捕獲を実施する。
捕獲については、伊達市一円で実施し、実施隊による捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ	○捕獲用わなの購入 ○サル用GPS発信器及び周辺機器の購入 ○狩猟免許(わな免許)取得者への補助 ○広報による情報提供、注意喚起の強化

	カラス	○周辺市町村との情報交換
令和7年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス	○捕獲用わなの購入 ○サル用GPS発信器及び周辺機器の購入 ○狩猟免許（わな免許）取得者への補助 ○広報による情報提供、注意喚起の強化 ○周辺市町村との情報交換
令和8年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ カラス	○捕獲用わなの購入 ○サル用GPS発信器及び周辺機器の購入 ○狩猟免許（わな免許）取得者への補助 ○広報による情報提供、注意喚起の強化 ○周辺市町村との情報交換 ○クマに関する情報提供、周知の実施。

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県１３次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づき設定する。

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	福島県第13次保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。		
イノシシ	1200 頭	1200 頭	1200 頭
ハクビシン	200 頭	200 頭	200 頭
タヌキ	200 頭	200 頭	200 頭
ツキノワグマ	福島県第13次保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。		
カラス	40 羽	40 羽	40 羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○捕獲方法：ニホンザル 箱わな、大型囲いわな及び銃器による。 イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。 ハクビシン、タヌキ 箱わなによる。 ツキノワグマ 箱わな、銃器による。

カラス 銃器による。
○捕獲時期：ニホンザル、イノシシ（通年） ハクビシン、タヌキ、カラス（主に4月～11月）
○捕獲場所：人的被害の恐れのある個体及び農作物被害が大きい地域について、重点的に実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、ライフル銃での捕獲を許可している。なお、捕獲の時期や場所は、許可捕獲の許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
ニホンザル	電気柵、複合柵及び金網柵 5,000m	電気柵、複合柵及び金網柵 10,000m	電気柵、複合柵及び金網柵 10,000m
	電気柵、ワイヤー	電気柵、ワイヤー	電気柵、ワイヤー

イノシシ	メッシュ柵及び金網柵 20,000m	メッシュ柵及び金網柵 20,000m	メッシュ柵及び金網柵 20,000m
------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル イノシシ	侵入防止柵の効果的な設置と適正な維持管理を徹底して行う。 また、地域ぐるみで追い払い活動を実施できる体制づくりを支援する。		
ハクビシン タヌキ カラス	機器の貸与・花火の配布等により追い払い活動を支援する。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ ツキノワグマ カラス	地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報を広報し、自衛意識の高揚を図る。 また、緩衝帯の整備や放任果樹の除去等の環境整備を実施できる体制づくりを支援する。
令和7年度		
令和8年度		

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

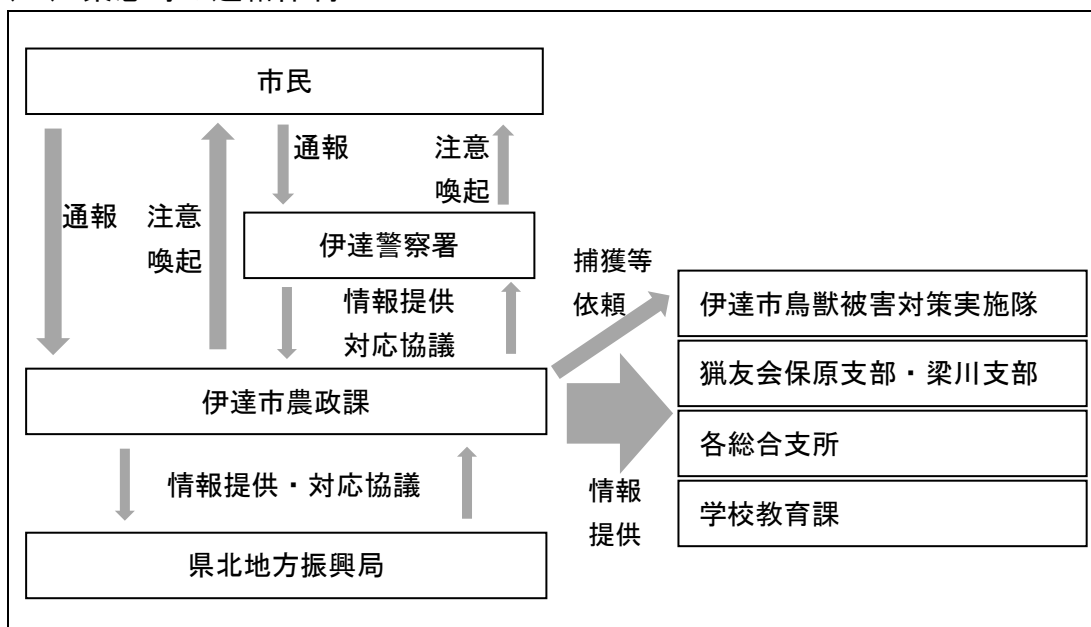
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊達市	市関係機関への連絡・調整 その他関係する団体との連絡・調整 対象鳥獣の捕獲申請・捕獲許可 注意喚起・広報活動
伊達市鳥獣被害対策実施隊	警戒活動・追い払い活動・捕獲活動
福島県県北地方振興局	捕獲許可・情報提供・助言・指導

福島県警伊達警察署	情報提供・注意喚起・緊急時の発砲許可・関係者への助言指導
福島県猟友会保原支部・梁川支部	警戒活動・追払い活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
----	--

ペットフード	
皮革	伊達市農林業振興公社でイノシシ革を利用した独自ブランドを立ち上げ、アクセサリー、キーホルダー等を作り、販売している。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊達市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
伊達市	事務局の設置・全体調整
伊達市農林業振興公社	運営事務
伊達市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、出没及び被害情報の収集
ふくしま未来農業協同組合	出没及び被害情報の収集、営農指導及び情報提供・防除技術指導
福島県猟友会 (保原支部・梁川支部)	出没及び被害情報の収集と事業協力
福島県農業共済組合県北支所	被害情報の収集と事業協力
福島県鳥獣保護管理員	出没及び被害情報の収集と事業協力
伊達市農業委員会	被害情報の収集と事業協力
伊達市認定農業者会	被害情報の収集と事業協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記

入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県県北地方振興局 県民環境部	鳥獣保護管理員による、鳥獣保護・管理及び狩猟・有害鳥獣に関する情報収集及び助言指導等。
福島県県北農林事務所 伊達農業普及所	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等。
福島県県北農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等。
福島県農業総合センター 企画経営部	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する、より専門的な助言・指導等。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

伊達市鳥獣被害対策実施隊 H25.4.1に設立。定数78名。対象鳥獣の捕獲・追い払い等を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会に参加し、ニホンザルの被害防止対策を広域的に実施する。
--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。